●週刊T&Amaster

商品概要 https://www.sn-hoki.co.jp/shop/item/2531.html 見本誌請求 http://www.lotus21.co.jp/mihonsi.html

**☎**0120-6021-86



# 今週の専門用語





## ■ 質問顛末書

税務調査の際に調査官と納税者の間で行われた質疑応答の内容を記録した文書。調査官から質問顛末書への署名押印を求められるのが通常だが、あくまで任意調査に基づく文書であるため拒否することもできる。ただし、署名押印しなくても、質問顛末書の内容に間違いないとの意思表示をすれば証拠書類となるので注意したい。この場合、質問顛末書には署名押印を拒否した理由が記載されるとともに、調査官と立会人(税務署職員)が署名押印することになる。



## 📖 企業版ふるさと納税制度

内閣総理大臣が認定した地域再生計画の事業に企業が寄附を行った場合、法人関係税(法人住民税、法人事業税、法人税)に係る税額控除ができるというもの。損金算入措置による軽減効果(寄附額の約3割)に加え、税額控除(寄附額の最大6割)により、最大で寄附額の約9割が軽減される。令和2年度税制改正で税の軽減効果の拡充が行われたことにより、寄附実績は令和元年度の33.8億円から令和5年度には470.0億円に急増。寄附を受領した地方公共団体も累計で1,536団体にのぼっている。



## ■ 取崩基準損害率

異常危険準備金制度では、毎期の損害率(正味支払保険金/正味収入保険料)が一定の基準を超えた場合に、取り崩して収益計上する。この「一定の基準」が取崩基準損害率である。近年、十分な準備金残高の確保が困難となった要因の一つに、積立を上回る取崩しの恒常化があるが、その背景には、取崩基準損害率(現行50%)が昭和28年の法制化以来見直されておらず、損害保険業界全体の火災保険収支等の実態に即していないということがある。そこで、同率を55%に引き上げることとされた。



◆相続税e-Taxの普及に取り組む大阪局は、利用勧奨のポイントとして、①使用しているソフトの確認、②収受日付印廃止の説明、③利便性向上施策の説明、④事務所内事務処理フローの確認・改善要望を挙げている。◆①では、e-Taxに移行するための環境を確認する。e-Taxへの移行

には既に利用している相続税申告書作成ソフトと同一ベンダーの電子申告ソフトを別途購入する必要があるが、既に他税目で同一ベンダーの電子申告ソフトを購入している場合は、相続税e-Taxを利用する土壌が整っているケースが多いとしている。◆②では、e-Tax送信に移行すれば送信記録で提出日が確認できる旨を説明する。 (TN)

#### 週刊T&Amaster 第1058号

2025年1月13日発行 (毎週月曜発行)

【編集人】南舘茂雄

【発 行 人】村田幸雄

【発 行 所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販 売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売·広告 0120-089-339 (通話料無料) 記事内容 ta@lotus21.co.jp にお願いします。

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい